

令和元年度

# 愛知県ファミリー・フレンドリー企業表彰 候補企業を募集しています。

募集期間 2019年9月9日(月)まで(必着)

愛知県では、仕事と生活の調和を図ることができる職場環境づくりに積極的に取り組む企業を「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」として登録する制度を運用しており、登録企業の中から、他の模範となる優れた取組を実施している企業を毎年、知事が表彰します。

受賞企業の取組事例は、表彰式で紹介するほか、県が運営するWebサイト「ファミフレネットあいち」で公開するなど広く発信し、受賞企業のイメージアップや優秀な人材の確保につなげていただくとともに、他の企業へ取組の普及を図っていきます。



愛知県ファミリー・フレンドリー・マーク

積極的な企業のご応募、団体からのご推薦をお待ちしています。

## ファミリー・フレンドリー企業賞

労働者の仕事と生活の調和を図るため、育児、介護、労働時間短縮、その他働きやすい職場環境づくり等、幅広い分野で他の模範となる優れた取組を推進し、その成果を挙げている企業

- 中小企業の部（常時使用する従業員の数300人未満）
- 中堅企業の部（常時使用する従業員の数300人以上1,000人未満）
- 大手企業の部（常時使用する従業員の数1,000人以上）

(参考)過去の受賞企業取組事例

- ・育休復帰者が人事課と面談を行い、勤務形態、勤務地の希望を聴取し、復帰後の働き方に配慮
- ・年次有給休暇取得計画を個人毎に作成し、取得状況を上司が確認することで取得を促進

## イクメン・イクボス企業賞

男性の育児参画あるいは部下のワーク・ライフ・バランスを支援する管理職等(イクボス)の育成について、他の模範となる優れた取組を推進し、その成果を挙げている企業

(参考)過去の受賞企業取組事例

- ・会議で育休取得者と上司の体験談を紹介しつつ、社内配信システムを活用して、全社で共有
- ・管理職の意識啓発を行うため、「ダイバーシティマネジメント研修」等の研修を実施

### 問合せ先

愛知県労働局労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループ  
電話 052-954-6360

### 愛知県ファミリー・フレンドリー企業について

詳しくは、以下のWebサイトをご覧ください。

Webサイト「ファミフレネットあいち」 <https://famifure.pref.aichi.jp/>

◎過去受賞企業の取組事例紹介 ◎愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録・更新手続き



受賞企業は、左記マークを企業のPRに活用できます。



# 令和元年度愛知県ファミリー・フレンドリー企業表彰候補企業募集

別紙1「仕事と生活の調和推進取組状況チェック表」及び別紙2「応募(推薦)書」は、県労働福祉課 Webページからダウンロードできます。

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/rodofukushi/hyoushou2019.html>

- ◆1 表彰の区分◆
  - (1) ファミリー・フレンドリー企業賞
    - ア 中小企業の部(常時使用する従業員の数300人未満)
    - イ 中堅企業の部(常時使用する従業員の数300人以上1,000人未満)
    - ウ 大手企業の部(常時使用する従業員の数1,000人以上)
  - (2) イクメン・イクボス企業賞
- ◆2 表彰の対象◆
  - (1) ファミリー・フレンドリー企業賞  
労働者の仕事と生活の調和を図るため、育児、介護、労働時間短縮、その他働きやすい職場環境づくり等、幅広い分野で他の模範となる優れた取組を推進し、その成果を挙げている企業
  - (2) イクメン・イクボス企業賞  
男性の育児参画あるいは部下のワーク・ライフ・バランスを支援する管理職等(イクボス)の育成について、他の模範となる優れた取組を推進し、その成果を挙げている企業
- ◆3 資格◆
  - (1) 各賞共通
    - ア 愛知県ファミリー・フレンドリー企業として登録している企業のうち、愛知県内に本社を置く企業であること。  
※募集期限までに登録が完了している企業が対象となる。
    - イ 応募時点において育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の義務規定違反がないこと。
    - ウ 上記以外の労働関係法令に関し重大な違反がないこと及びその他の法令上、又は社会通念上、表彰にふさわしくないと判断される問題がないこと。
  - (2) ファミリー・フレンドリー企業賞
    - ア 過去にファミリー・フレンドリー企業賞(※)を受賞していないこと。  
(※2015年度までファミリー・フレンドリー企業表彰と呼称。特別賞を除く。)
    - イ 別紙1「仕事と生活の調和推進取組状況チェック表」について、以下の要件を満たすこと。
      - (ア) 1(1)が「はい」であること
      - (イ) 1(1)を含め、1から5までの項目について以下の要件を満たすこと。
        - ・中小企業の部「はい」の個数が11個以上
        - ・中堅企業の部「はい」の個数が19個以上
        - ・大手企業の部「はい」の個数が26個以上
  - (3) イクメン・イクボス企業賞
    - ア 過去に「あいちイクメン応援企業賞(2014年度)」、「あいちイクメン・イクボス応援企業賞(2015年度)」、「イクメン・イクボス企業賞(2016年度)」を受賞していないこと。
    - イ 別紙1「仕事と生活の調和推進取組状況チェック表」について、以下の要件を満たすこと。
      - (ア) 1から5までの項目について、(2)イ(イ)の規模別の要件を満たすこと。
      - (イ) 6-1(1)が「はい」であること。
      - (ウ) 6-2から6-3の項目において、「はい」の個数の合計が4個以上であること。(ただし、6-2、6-3の各項目で少なくとも1個以上「はい」があること。)
    - ウ 過去3年(2016年8月1日から2019年7月31日まで)の間に次のいずれかに該当する男性従業員がいること。
      - (ア) 育児休業を取得
      - (イ) 育児に関する休暇制度を取得  
(例: 子の看護休暇、配偶者出産休暇、子の行事参加のための休暇 等)
      - (ウ) 小学校就学前の子を育てる従業員に対する所定労働時間の短縮措置を利用
- ◆4 募集期限◆

2019年9月9日(月)まで(必着)
- ◆5 応募方法◆

企業からの応募又は団体による推薦(労働基準協会、商工会議所及び商工会、市町村、社会保険労務士会)とする。※郵送又は持参により提出してください。

【提出書類】 別紙1「仕事と生活の調和推進取組状況チェック表」、別紙2「応募(推薦)書」

【提出先】 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知県労働局労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループ
- ◆6 選考及び決定の方法◆

別紙1「仕事と生活の調和推進取組状況チェック表」を基に詳細や実績について訪問調査(※)を実施した上で、有識者等で構成する選考委員会等での審査を経て県が受賞企業を決定する(2019年12月頃(予定))。※調査の実施にあたっては、後日送付する調査票により、取組内容や実績(例: 育児休業等の利用実績、年次有給休暇の取得状況)等についてあらかじめご報告いただきますので、ご承知おきください。
- ◆7 表彰式◆

2019年2月中旬(予定)
- ◆8 問合せ先◆

愛知県労働局労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループ 電話 052-954-6360